

四日市市告示第 495号

四日市市公印規則（昭和 34 年四日市市規則第 8 号）第 16 条第 1 項により、公印の印影を印刷して使用するので、同条第 3 項の規定に基づき次のように告示する。

平成 29 年 11 月 13 日

四日市市長 森 智広

1 名称

四日市市之印

2 寸法

方 12 ミリメートル

3 印影



4 使用区分

平成 29 年度に使用する
介護保険被保険者証